

平成28年第6回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成28年9月9日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成28年9月9日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第101号から議案第120号まで、議案第122号
- 第 6 請願第7号、請願第8号、陳情第6号から陳情第10号まで

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第101号から議案第120号まで、議案第122号
- 日程第6 請願第7号、請願第8号、陳情第6号から陳情第10号まで
- 追加日程 会期の延長

出席議員（22名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙耶花	君	
3番	室	岡	啓史	君	4番	広	瀬	大海	君
5番	上	杉	育子	君	6番	山	田	伸之	君
7番	荒	井	眞理	君	8番	駒	形	信雄	君
9番	渡	辺	慎一	君	10番	坂	下	善英	君
11番	大	森	幸平	君	12番	高	野	庄嗣	君
13番	中	川	直美	君	14番	中	川	隆一	君
15番	中	村	良夫	君	16番	佐	藤	孝	君
17番	猪	股	文彦	君	18番	近	藤	和義	君
19番	祝		優雄	君	20番	竹	内	道廣	君
21番	金	田	淳一	君	22番	岩	崎	隆寿	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三浦基裕君	副市長	藤木則夫君
副市長	伊藤光君	教育長	児玉勝巳君
総合政策監	池町円君	会計管理者兼会計課長	原田道夫君
総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	渡邊裕次君	総合政策課長	渡辺竜五君
行政改革課長	源田俊夫君	世界遺産推進課長	安藤信義君
財務課長	池野良夫君	地域振興課長	加藤留美子君
交通政策課長	本間聡君	市民生活課長	中川宏君
税務課長	坂田和三君	環境対策課長	鍵谷繁樹君
社会福祉課長	市橋法子君	高齢福祉課長	後藤友二君
農林水産課長	伊藤浩二君	観光振興課長	大橋幸喜君
産業振興課長	市橋秀紀君	建設課長	清水正人君
上下水道課長	野尻純一君	学校教育部長	吉田泉君
社会教育部長	越前範行君	両津病院院長	小路昭君
監査委員局長	計良隆弘君	農業委員会事務局長	佐々木雅文君
消防長	中川義弘君	危機管理幹事	中原岳史君
庁舎整備幹事	猪股雄司君	契約管理幹事	矢川和英君
農業政策幹事	渡部一男君		

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	太田一人君	議事調査係	杉山雅浩君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（岩崎隆寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第6回佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、11番、大森幸平君、13番、中川直美君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

- 議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。去る9月6日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期及び会期日程について協議をいたしましたので、ご報告いたします。

会期につきましては、本日から9月30日までの22日間といたします。会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

本日は、諸般の報告、行政報告の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託、請願、陳情の常任委員会付託を行います。ここで本会議を休憩し、議員全員協議会及び各派代表者会議を開催します。

12日は、午前10時から総務常任委員会、午後1時30分から社会文教常任委員会を開催します。この日の総務常任委員会は先議案件の新潟県市町村総合事務組合規約の変更について審査をするもの、また社会文教常任委員会は請願について紹介議員からの説明を受けるものであります。

13日は、午前10時から議会報編集特別委員会、午後1時30分から議会改革等特別委員会を開催します。また、13日は午後3時を目的に先議案件に係る常任委員会の報告書の配付、委員長質疑等の受け付けの後、午後3時30分を目的に議会運営委員会を開催いたします。

14日から20日までが一般質問であります。質問者は15人であります。また、20日は一般質問終了後、追加議案の上程を行います。予定されている追加議案は、決算に関する案件15件であります。なお、追加議案は一般質問最終日の前日16日に議場配付をいたします。

21日は、午前10時から決算審査特別委員会を開催します。

21日午後から28日までの間が常任委員会審査であります。

29日は、午前10時から議員全員協議会を開催します。また、午後3時を目的に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、午後3時30分を目的に議会運営委員会を開催します。

30日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。

以上であります。

- 議長（岩崎隆寿君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から9月30日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は22日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（岩崎隆寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） おはようございます。平成28年第6回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成28年第4回佐渡市議会定例会以降の報告事案についてご報告いたします。

報告第9号から報告第18号までにつきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、報告するものであります。

報告第19号 平成27年度佐渡市一般会計継続費精算報告書につきましては、継続費を設定しました火葬場整備事業ほか3事業が平成27年度で完了しましたので、別紙のとおり報告いたします。

報告第20号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び報告第21号 平成27年度決算に基づく資金不足比率につきましては、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告いたします。

続きまして、報告第22号から報告第25号までにつきましては、佐渡市が出資する法人の決算に関する書類及び事業計画を提出するものであります。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 報告案件についてお尋ねをいたします。

いわゆる第三セクター、市が出資をしている公社というか、会社の報告なのでありますが、とりわけ今回出されている出資団体については、かなり出資あるいは出捐比率が高くて80%から90%になっているというふうに思うのです。これは以前にも指摘をしておりますが、国は平成20年、古くは平成15年合併直後、最近では平成22年ぐらいに第三セクターに関する指針の整備をせよということで通達というか、それが出

ているわけであります。この間でいいますと、補助金やいろんな絡みで前回の議会ですか、両津の公社の関係で問題が起きたりということで起こっているわけですが、1つはこういったものをやっぱりいいよ、私やめるというのではないのですよ。しっかりした指針に基づいて見直していくということがいろんな問題を生み出さないことに私なるのではないかと。今外部監査を入れて、過去の問題についても調査をしているわけなのですが、前にも聞いたのですけれども、これ一体どこでどういうふうに対応していくのかお尋ねをしたいのが1点です。

2点目は、個々の問題についてお尋ねをいたします。赤泊振興公社の経営状況についてであります。例えばここは今議会で結論が出るのだらうと思っておりますが、市が保有する温泉施設の関係でいうと、平成27年度は1万6,000人余りの利用者があったということなのだけれども、赤泊の公社の場合は温泉経営という側面だけで見ると、ちょっとこの指標だとわかりにくいので、どのようになっているのかお尋ねをしたいということです。

それと、もう一つは、それぞれの出資比率の割合を教えてください。

それと、もう一つ、ここに送り込んでいる市の役員はどなたなのか、全て教えてくださいということです。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） 公社の関係でございますが、外部監査契約との関連ということで申し上げますと、さきに議決をいただきました個別外部監査契約の条例の中で市長の要請に基づくもののほか、一定の政令で定めるものということで、地方公共団体が資本金、基本金等4分の1以上出資する法人についても求めがあれば外部監査ができるというような規定を設けておりますので、必要であれば、この中で対応していくということになろうかと思っております。

各公社の出資比率についてご説明いたします。両津産業振興公社79.5%、佐渡市真野自然活用村公社88.7%、赤泊振興公社94.9%、羽茂農業振興公社90%、いずれも平成27年3月末現在でございますけれども、以上の比率でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡部農業政策主幹。

○農業政策主幹（渡部一男君） ご説明いたします。

赤泊の振興公社につきまして、農業部門と宿泊部門に分けた経緯といたしましては、農業部門としては収支の中では460万円相当の赤字という形で運営しております。宿泊部門については520万円黒字という形での経営をしています。

あともう一点、役員構成と言われましたけれども、人数でよろしいですか、それとも……

○13番（中川直美君） だから、市から送り込んでいる役員はどなたなのかと。

〔「市から……」と呼ぶ者あり〕

○農業政策主幹（渡部一男君） 市からですか。

○13番（中川直美君） 副市長だとか私ですとか。

○農業政策主幹（渡部一男君） 真野自然活用村公社につきましては、市長が社員という形の中で参画をし

ております。赤泊振興公社につきましては、副市長が理事ということで参加しております。両津産業振興公社と羽茂農業振興公社につきましては、副市長が理事長という形で参画をしております。

○議長（岩崎隆寿君） 質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 前段、外部監査との関係ですが、外部監査の結果を待つまでもなく、総務省の指針の中で明確に定められていますよね。外部監査で何が問題かといったら、多分雰囲気で行けるのだけれども、市が全く放置をして丸投げしているというところに私は根本あると思っているのです。外部監査の結果を待つまでもなく、もう既に総務省でさっき書いたように平成15年、平成20年、はっきり示されているのは、例えば簡単に言うと、経営検討委員会の設置、改革プランを立てる、あるいは第三セクターとの経営の転換評価体制をやれ、これ誰が考えてみても当たり前の話なのです。こういったことをやらないから不正や不祥事が起きるのだと私は思っているのだけれども、そういうものではないですか。外部監査の結果、私去年も言ったのですよ、この問題は、こういったことを放置しておく市の体制が私は問題だというふうに思うのが1つ。

それと、もう一つ聞きたいのは、今聞いてわかるように、市が8割から9割出していて、市長、副市長がいろんな形で送り出されているということは、非常に経営に対する責任が私は大きい。総務省自身がどういっているかということ、いつももめるところなので言っておきますが、出資の範囲内の負担、損失補填、契約に基づく負担を負うのが市町村の原則であると明確に定められているわけで、そういう意味でいうと、ここは私はなくせと言っているのではないのです。いい方向でしっかり改善をするようにチェック体制も含めてやるべきだと思うのだけれども、外部監査がまずまずというのでは私はだめだと。しかも、1年前から言っているのだ、これ。しかも、トロイカ体制で副市長、1,300万円の人件費が2人もいるのだから、積極的にいかかわっていくべきだと思うのだが、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今のご指摘の点につきましては、例を挙げますと、赤泊振興公社、宿泊施設、温泉もついています。その辺のところの今後、次年度以降の料金設定、季節料金等々の導入含めて、もろもろ改善策ということでは今内部検討をしている最中でございます。そのような部分で、経営内容については一つ一つ改善策を見出していこうという考え方でおります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 最後に、議会と例えば補助金のかかわり方、いろんなもののかかわり方というのが1つこの間問題になってきているのだけれども、例えばさっき話があったように、出資比率が90%以上で、市長、副市長を送り込んでいるという公社なのです。今挙げた公社の中で、市の補助金の関係や何かの事業でどこの公社は幾つぐらい受け取っているかというのがあります。つまり市の補助事業なり負担金の事業をやっているのが幾つありますか、それぞれに。

○議長（岩崎隆寿君） 渡部農業政策主幹。

○農業政策主幹（渡部一男君） ご説明いたします。

幾つというのは、まだ数までちょっと確認をしておりますが、真野自然……

〔「悪口じゃないけど、ちゃんと出してください」と呼ぶ者あり〕

○農業政策主幹（渡部一男君） ちょっとしばらくお待ちください。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

渡部農業政策主幹。

○農業政策主幹（渡部一男君） ご説明いたします。

今手持ちにないので、後日精査して出させていただきますと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 専決第7号の損害賠償なのですが、真野体育館の会議室のタイルが剥がれたところだけがをしたということなのですが、総合体育館が建設された後、佐和田体育館と真野体育館は解体するというふうな認識で私はいるのですが、それは間違いですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君） ご説明をいたします。

集中改革プランの中では廃止ということになっております。

○17番（猪股文彦君） だからどうするの。

〔「市長がかわったから変わるんだ」と呼ぶ者あり〕

○17番（猪股文彦君） だから、どうするのか。廃止するのかしないのか。いや、私が心配するのは中途半端に、真野体育館も剣道で使わせていただいているからいい体育館だと思うので、これを継続するためには照明や、こういうふうなところをちゃんと補修しないと、必ず問題が起きてくる。

それから、佐和田の体育館も床が悪い。これは閉鎖しておるのかどうかかわからないけれども、きちんとやらないから、これ相手方に40%払わせているか知らぬけれども、あなたたちの責任が100%ですよ。本来廃止する方向だから全く手を入れていない。廃止しないなら、手を入れてきちっと使用者が安全に使えるようにする、どっちかにしないと、中途半端にしておく、これ体育館だから、スポーツやっているのだから、これは会議室ですが、体育館も継続して使うならきちっとしたものにしないと、こういうことがこの後しょっちゅう起こりますよ。これどういうふうな方針ですか、きっちり説明してもらいたい。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君） ご説明いたします。

昨年2回ほど住民の方々あるいは利用者の方々を集めた意見交換会というものを開催をいたしておりまして、その中では廃止をしたいということで説明をし、一定の理解をいただいているというふうに考えて

おります。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） そうしますと、市民にきちっとスケジュールを説明しないと、またスケジュールの中でどのぐらい使用させるのか、使用させる場合には安全をきちんとチェックした上で使用させないと、事故が起きると、こういう形になるのです。情の面において、壊すまでできるだけ使わせてやりたい、わかるけれども、使わせてやるからにはきちんとした整備をして、照明も暗い、本当に夜間使わせるならどうするのか、そういうことを含めて教育委員会としてしっかり出さなければだめではないか。こういう中途半端なことをやっておると、必ずこういう事故が起きてくるということを付言しておきます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第101号から議案第120号まで、議案第122号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第5、議案第101号から議案第120号まで及び議案第122号についてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、議案の提案理由についてご説明させていただきます。

まず、議案第101号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が平成28年7月1日に公布され、平成28年8月1日から施行されたことにより、現行条例において引用されている児童扶養手当法施行令の条項を改正する必要性が生じたため、現行条例の一部を改正するものです。

議案第102号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成29年4月から沢根保育園及び新保トキ子保育園を民間移管するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第103号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成30年4月から沢根小学校と河原田小学校を統合するため、学校設置条例の一部を改正するものであります。

議案第104号 佐渡市総合教育センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第105号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、以上の2議案は、両津支所の解体工事に伴い、同支所内にある教育委員会の事務所を他施設へ暫定的に移転することとなったため、事務所内に設置されている佐渡市総合教育センター及び佐渡市公民館の位置を変更する必要性が生じたので、条例の一部を改正するものであります。

議案第106号 公有水面埋立てに係る意見について（多田地内）。本案は、佐渡市が実施する水産物供給

基盤機能保全事業に必要な漁港施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて新潟県知事から意見を求められましたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第107号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）です。本案は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、選定した団体を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものです。

議案第108号 財産の無償譲渡について（沢根保育園）、議案第109号 財産の無償譲渡について（新穂トキっ子保育園）、以上の2議案は、保育園の民間移管に当たり、公共的団体を対象に公募を実施し、平成28年7月7日に開催された佐渡市公立保育園の民間移管に関する事業者選定委員会の結果、沢根保育園については設立準備中の社会福祉法人沢ねっこ、新穂トキっ子保育園については社会福祉法人勇樹会を受託候補者として決定したことから、この団体に保育園の施設を無償譲渡することについて議会の議決を求めるものです。

議案第110号 損害賠償の額を定めることについて。本案は、平成22年8月28日、赤泊臨海運動公園赤泊プールにおいて発生した事故に関し、相手方との和解により損害賠償金を支払うことについて議会の議決を求めるものです。

議案第111号 新潟県市町村総合事務組合理約の変更について。本案は、本市が加入する新潟県市町村総合事務組合理約を変更することについて議会の議決を求めるものであります。変更の内容は、加茂市・田上町消防衛生組合の共同に処理する事務に病児保育に関する事務を追加することに伴う同組合の名称変更並びに同組合の非常勤職員に対する公務災害の補償等に関する事務について、共同処理事務に加入するものであります。

議案第112号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ8億5,435万6,000円を追加するものであります。補正内容は、歳入では国から交付決定を受けた地方創生推進交付金を予算計上するほか、国県支出金、繰越金及び市債などの増額計上と繰入金金の減額計上、歳出では両津湊・河崎地区統合保育園移転改築事業に2億5,383万2,000円を計上するほか、繁殖和牛支援施設整備事業補助金や戦略的観光誘客促進事業に係る債務負担行為の設定などを予算計上するものです。

議案第113号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ370万円を減額するものであります。主な補正内容は、人事異動に伴う人件費を減額するものです。

議案第114号 平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,012万4,000円を追加するものです。主な補正内容は、人事異動に伴う人件費の減額、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

議案第115号 平成28年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億3,289万円を追加するものです。主な補正内容は、歳入では人事異動等に伴う一般会計繰入金を増額し、平成27年度決算に伴う繰越金を計上するもので、歳出におきましては人事異動等に伴う人件費と平成27年度決算に伴う国庫負担金等の精算返還金及び給付準備基金積立金を増額するものです。

議案第116号 平成28年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,699万6,000円を追加するものであります。主な補正内容は、歳入では繰越金の増額、繰入金の減額、歳出では一般会計繰出金の増額、人事異動等に伴う人件費の減額であります。

議案第117号 平成28年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ653万8,000円を減額するものであります。主な補正内容は、歳入では一般会計繰入金の減額と前年度決算に伴う繰越金の増額、歳出では人事異動に伴う人件費の減額及び前年度決算による一般会計繰入金の精算に伴う繰出金を計上するものであります。

議案第118号 平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ95万4,000円を減額するものです。主な補正内容は、歳入では一般会計繰入金の増額と前年度決算に伴う繰越金の減額、歳出では人事異動に伴う人件費の減額を計上するものであります。

議案第119号 平成28年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支について、支出を3,193万2,000円減額するものです。主な補正内容は、人事異動等に伴う人件費の補正であります。

議案第120号 平成28年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を11万5,000円減額し、支出を175万4,000円追加するものです。また、資本的収支について、支出を155万2,000円減額するものであります。主な補正内容は、収益的収支では人事異動等に伴う人件費の増額であり、資本的収支では人事異動に伴う人件費の減額であります。

議案第122号 旧国仲清掃センター解体工事請負契約の締結について。本案は、旧国仲清掃センター解体工事請負契約について、8月30日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第101号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第101号についての質疑を終結いたします。

議案第102号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） ご質問させていただきたいのは、この議案第102号の対象になっている保育園が2つあって、1つが沢根保育園ですが、この保育園の今現在の法人格、どうなっているのか教えていただきたいのです。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

今月20日をめどに法人設立の書類を提出していただき、来月に法人設立選定委員会を開催する予定となっております。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 私は、この沢根保育園にこれから手を挙げようとしている方そのものに何かを言いたいというわけではないのですけれども、社会福祉法人として登録がまだ済んでいない、手続中であるということを登録されるということを前提にして、もうここの条例を変えてしまうというのは時期尚早ではないかと思っておりますが、登録の済んでいない社会福祉法人を前提にしてこのように条例改正を出してることが佐渡市として適切だとお考えなのかどうかお聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

本条例提案につきましては、4月1日施行ということでご提案をさせていただいております。今年度中にきちっと法人設立について指導し、私どもも引き継ぎ保育をしながらやられることということが必要であると思ひ、提案しておりますので、今提案については適切だと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） もちろんきちんとやっていただけるだろうと期待して、そうおっしゃるのはわかるのです。

ただ、佐渡市が、今現在も事業をやってもらうために例えば起業してもらったとか、今まで事業をやっていなかった法人に新しい事業をやってもらって失敗しているという例を次々に見ている中で、相手が例えば魚切ります、魚ですということなら、それは後でしょうがないと。しかし、これ相手は子供なのです。子供の現場において、大人がきちんと一つ一つ確認しないで、期待して大丈夫だと思いましたがという中でこのように議案を上程してくることは、私は適切ではないと考えています。これからまた所管の委員会でもやらせていただきますけれども、ちょっと私はこれは非常に問題だと思っております。ここまでにしておきます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 今の件で、後で聞こうと思ったのだけれども、ということは沢根の保育園の募集要項の基準では準備会もいいということになっているのだが、論理的にはもし法人立ち上げられなかったら、また条例改正でもとに戻すということですね。普通万全を期するならば、あなた方が内部の意思として決めたのはいい。条例は佐渡市の法律ですから、それがはっきりしたときに変えるべきもの。だから、もしだめだというときはあるわけです。その場合は戻すということですね。それが1点。

もう一点、議案第103号にもかかるのですけれども、この間の行政のこういった公共施設のあり方、民営化や統廃合のあり方で住民の一番の不満は、住民の声をしっかり聞いてくれないということなのです。私、新穂の保育園でいいますと、ご承知のとおり過去から、旧町村時代から問題があって、私立と公立があって私立にして、公立にしたりがちゃがちゃ、がちゃがちゃしてずっともめてきたところなのです。今回も私いろいろ二、三聞いてみると、とにかく反対してもだめだから諦めなさいよというような説明でし

かない、私そうあってはいけないと思っているのです。下の学校統廃合もそうだけれども、くどいだけれども、春の4月の選挙というのは住民の声をしっかり聞いた政治やってくれ、そういったふうに変えてくれというのが住民の声だから、どうも私聞いてみると、アンケートもあなた方の都合のいいようにカウントをしてやっていると。中途半端なところあったではないですか。どっちにもとれるのは、統合わかりましたというところに入れているというふうに私は聞いているのですよ。こういったところは、やっぱり住民の意思をしっかり尊重するというのを私やらなければならないのではないかと思うのだけれども、そういったことはあるのかないのか、この2つを聞きます。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

まず、1点目、もし社会福祉法人が設立できなければというところでございますが、万が一そういったことがあれば、当然市の法規でございまして、現状にそぐったものにしていかなければいけないと思えますけれども、私ども社会福祉法人設立に向けて一緒に話し合いをしながらやっておりますので、そういう事態にはならないというふうに考えております。

また、2点目の新穂トキっ子保育園等々の保護者からのお話ということでございますけれども、私、当時新穂トキっ子保育園の統合に携わり、いろいろなご意見を伺ってまいりました。今回民営化につきましても一定の統合、民営化の方向性をご説明した上でご理解いただいたというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 出している以上、もしくは行政がここまで来た以上、それはありますとは言えないというの、それはわかります。ただ、論理的にはあるのです。

私、何を言いたいかという、例えばマスコミにも出ているけれども、金井保育園の統廃合問題、いいか悪いかは別にして、住民説明会をしっかりとやってこなかったからこんなことになっているのです。私は、やっぱりそこはしっかりとやっていく必要があるし、あなた方が都合のいいように、金井の保育園だって過去に、いや、住民合意得ています、得ていますと我々聞いてきたのです。だけれども、こんなことになったのです。所管の方が言ったようにしっかりとやってくれると思うのだけれども、そこは本当に、例えばアンケート結果があったでしょう、どっちとも判断つかないという部分が。それをあなた方が納得したという部分に入れたのではないですかというのが1つ。

もう一つ聞きましょう。後でも聞くのだけれども、保育制度が大きく変わりましたよね。この後、本格実施されていくわけです。児童福祉法の第24条第1項がなくなるのです。そうなったときにやっていけるのかどうかも含めて、あなた方はさっき子供と言った、子供がどうかなるかという話なのだから、しっかり事業者がわかっていなければいけないのだけれども、どうもわかっている節はないのだけれども、そのことを保護者にしっかり言いましたか。佐渡は、変な言い方だけれども、田舎だから、この児童福祉法の改正については問題になっていないが、都会では児童福祉法の第24条第1項がなくなるということで、保育園のあり方が大きく変わるということで問題になっているのです。知らないことをいいことに、それをあなた方は住民に説明していますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

1点目のアンケートにつきましては、私ども故意に誘導したようなアンケートをとったということはありません。

2点目、児童福祉法の改正につきましては、私も国の動き等について承知をしておりますけれども、佐渡市にいる子供たちを安全に、安心して預けていただける保育行政に努めるのが行政の役目だと思っておりますので、それに努めてまいりたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 市長に聞けないのですが、市長は担当課から受けて住民合意でやっているというふうにご理解をしていますか。つまり何を言いたいかという、私、過去の政治の中でさっき言ったように、ちゃんとやっています、やっていますと言いながら、住民の気持ちと違うことをやってきて、そのずれが今の政治変えてくれという、私は三浦市長への期待だと思っているものだから、市長はどう捉えていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 新穂トキっ子保育園につきましては、もろもろの手順も尽くした上で民営化ということで報告を上げていただいて、説明を受けました。

先ほど出ました金井保育園の問題については、今統合候補になっている保育園の関係団体、関係者の皆様からこちらのほうへいろんな訴え、陳情が上がってきているということも承知しております。その辺のところは今吟味中でございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第102号についての質疑を終結いたします。

議案第103号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第103号についての質疑を終結いたします。

議案第104号 佐渡市総合教育センター条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） ざっくり言うと、これ両津にある公民館と教育委員会を畑野に移すということですよ。さっき市長の提案理由の説明によると、暫定的に移動するということなのだけれども、もっと全体像を教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

今現在、市のほうでは両津支所の改築工事を計画的に進めております。今現在旧庁舎のほうに教育委員会、学校教育課、社会教育課が入っております。今年度中に旧庁舎のほうを解体する計画となっております。それに伴いまして、位置的に畑野行政サービスセンターのほうに移転をしていただいて、支所の工事をするというような計画となっております。その後、教育委員会につきましては、先ほど暫定的と市長のほうから話がありました。当初の計画では、本庁のほうに集約という計画でございました。その中で、今後また両津のほうに帰すというふうなことも今検討しているところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） そうすると、今両津支所の、私もこの前説明会にも参加させてもらったのだけれども、あなた方、文化会館やいろんなものを含めて両津支所のところに何とかしようというところには現時点は教育委員会帰る場所ないわけでしょう。そうすると、両津支所の建設の計画がもっと膨れ上がらなければならないという理屈になるではないですか。そういうことなのですか。つまりそうすると、市長は庁舎問題はまだ乾いてはいないのだけれども、中央型はやめて、分庁、総合支所方式やるというので、結果として教育委員会は両津に帰るのですか、それとも畑野に実は残るのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

今現段階では、どこへ戻るといのは決定しておりません。畑野に一旦入ります。その後、両津支所の計画の中で、そこ膨れ上がらせて教育委員会をおさめるというようなことは今現在考えておりませんが、両津地区の中で帰すところがあるかどうか、畑野にそのまま行くかどうかというのは今検討中でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） あなた方、この前の説明会で10月上旬には公民館と支所の青写真を示しますと言ったのではないですか。教育委員会が帰るとすれば、あいぽーと佐渡の中でも入れるのか、それも1案かもしれないけれども、帰る場所がないではないですか。おかしくないですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

今現在両津支所につきましては、青写真のほうを作成しております。そういった中で、佐渡島開発総合センターの1階等のスペースに入れるかどうかといった部分も含めた中で今検討しております。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第104号についての質疑を終結いたします。

議案第105号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） ここは2回できるのです、同じ中身で。

だから、どうするのですかと。教育委員会と公民館を移すのだけれども、今やっている計画では帰る場所がないのだから、何かうまいこと言うのだけれども、誰かが畑野に残しておけばいいという声も出ましたけれども、畑野に残しておくなら残しておくとはっきり言わなければならないのではないですか。それが住民に情報公開をして、しっかりやるということなのではないの。違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

あくまでも今畑野は暫定的という計画で進めておりましたので、そういった部分での改修しか予算を計上しておりません。今現在、両津の佐渡島開発総合センター等を含めました中で、また両津のほうに戻れるかどうかという部分を検討している段階でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 議長に申し上げます。

きちんと答弁させてください。どうなのかもわからない条例を議会に認めろという話ですよ、今の。こんな曖昧なことで私はだめだと思うのです。今答弁にも何もなっていないではないですか。ちゃんと統一見解出してください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 教育委員会の場所につきまして、畑野はあくまでも現状の他の市庁舎整備が終わるまでの前提措置という前提で考えております。両津支所の修復が終わった後、戻す部分についても佐渡島開発総合センターも含めた中でもスペース的には対応可能という方向で今検討しております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） では、確認ですが、私は図面見せてもらったのですが、あなた方、住民説明会やったときに。見たのです。今でさえもそれこそだめなのに、本当に帰るスペースあるのですか。市長はあると言ったから、ありますとしか答えられないと思うけれども、本当にあるのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

今度新築いたします支所公民館の複合施設のほうに両津支所機能がまた入るという格好になって計画しておりますので、そういった部分で佐渡島開発総合センターのほうにあきが出るというようなことも考えております。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第105号についての質疑を終結いたします。

議案第106号 公有水面埋立てに係る意見について（多田地内）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第106号についての質疑を終結いたします。

議案第107号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第107号についての質疑を終結いたします。

議案第108号 財産の無償譲渡について（沢根保育園）の質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 先ほどからあったように、これはまだ法人になっていない、法人の準備会です。募集要項の中には、これ国の保育制度が変わる前の募集要項だったと私は記憶をしていますが、どこの保育園でもそうだけれども、いいかげんな保育をやってもらっては困るよということで、年間の運営費の何倍だかを持っていることというのがたしか条件にあったと思うのです。つまり資金力があるかと。準備会の場合は、例えばみんなで出し合っただけとりあえずありますよという見せ金をつくったのだろうというふうには思うのだけれども、その辺は一体どうなっているかというのが1点です。

それと、もう一点は、ご承知だと思いますが、ことしの4月に児童福祉施設の最低基準変わりました。これは条例で決めて、条例で変えなければいけない。何言いたいかというと、保育職のこれは都会型なのです。保育士のかわりに学校の先生が研修受けたらやれるとかというもので、保育の質を落としかねないということで大問題になっている、全国的には問題なのだけれども、私の記憶だと、この条例改正は私出なかったような気がするのだけれども、これはあなた方、一体いつ変えるのか。何が言いたいかというと、この4月に改正された最低基準、保育士の配置基準、資格のない人を配置していても公定価格が同じなのです。公定価格というのは入ってくるお金ですよ、経営者に。有資格者より無資格者雇ったほうが経営としたり成り立つということが大問題なのです、実は。保育の質を落とさない、佐渡市の場合は条例改正していないからそういったことはできないのだけれども、その辺はどうするのか。全国では、この9月議会あたりに一斉に条例改正出てくるので、今回あるかなと思ったら、ないものだから、そこもあわせて2つ聞きますので、経営母体としての準備会なのだけれども、募集要項に合わせて運営費の何倍だか持っているというのが過去にあった、それどうなっているのか。

それと、もう一つは、保育士の配置基準が大きく緩められたけれども、条例改正はしていないのだけれども、質を落とさないような工夫はしているのかということ。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

まず、1点目、資金面についてですけれども、私ども選定委員会の中でも資金力というものについては、きちっと金融機関からの残高証明等により、保有しているというところを確認をし、そういった経理の内容につきましても選定委員の税理士さん等からいろいろなご意見を賜った中で選定をさせていただいたものでございます。

次に、条例改正でございますけれども、私ども現在のところそういった条例の改正をしておりません。ただし、民間につきましては、民間移譲の際に有資格者100%配置していただきたいということでお願いをしておりますので、無資格者の雇用というところについては認めていないというところでございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） そうすると、準備会の場合は仮通帳か何か、仮通帳ではないのだろうけれども、準備会というような通帳をつくってみたということになるのだけれども、沢根保育園の場合でいうと、年間の運営費の何倍だかというのはあったと思うのだけれども、そうすると、幾らの額だったのですかというのが1つです。

条例改正していないと、あなた方、要綱改正しているのではないですか。国は条例改正でやるべきだと、こういう保育の質にかかわるものだから、市長が一方的に勝手に変えるという要綱や規則でやるべきではない。気のきいたところに行くと、もう既に6月議会でやっているところは、保育の質を下げることになるからといってパブリックコメントやっているのですよ、市長の好きな。パブリックコメントもやらない、議会でもちゃんと出していないでしょう。何していた、あなた方3月のときに変えたということは、選挙のどたばたの中でごっと変えてしまったのではないですか、こんな重要なことを。条例改正はしていないけれども、要綱の改正はしているのでしょうか。こういうのを便法というのです。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

先ほど条例というご質問ですが、条例改正はしておりませんが、当市は規則改正で3月に行っておりますし、3月議会、いろいろなご事情があったという今ご質問ですけれども、私ども定例会にお諮りをしてご承認いただいたということで考えております。

以上です。

○13番（中川直美君） 残高は幾らぐらいになった。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

資金につきましては、社会福祉法人の一定の保有しなければいけない金額というのがございますので、その金額を確認しております。

○13番（中川直美君） だから、幾らだ。教えて、参考のために。

○社会福祉課長（市橋法子君） それ資料等の要求に応じまして、提出をさせていただきます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

1,000万円以上ありました。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 規則、規則というのだけれども、さっきの保育園の住民合意もそうだけれども、3月議会のどたばたでしたが、住民に理解を得られたと思っていますというのが私は問題なので、さっき言ったでしょう。確かに佐渡市でも、こんな田舎でも今保育士不足しているのです。足りないのです。だからといって、保育の質を下げるといって大都会で問題になっているようなことを平気でやる、議会が平気で認めたということになってしまうのです。いや、そんなことはさせませんと言うのだけれども、そういう問題ではないのです。これはルールとしてどうするのか、しかも要綱でやること自体が子育てを可能にしていることだというふうに思うのはどうかと。

それと、もう一点聞きたい。私、これは実際に民営化されたお母さん方からも話は聞いているのだけれども、民営化したことが悪いというのではないのだけれども、佐渡市で一体保育、子育てをどう考えているのだと。今回の沢根のことでいえば、私から見れば、受け取る先がなかったのだけれども、準備会までつくってでも民営化しようということに見えてしまうのです。受け取る人がいなかったら市でやればいいではないですか、いい保育を。何かそういう姿勢が全く感じられないと私は思うのです。

それと、もう一つ、3点目、この間、昨年だか、全ての私立が悪いというのではないのだけれども、私立で保育士が離職しましたよね、結構多く。つまりここには何かあるかということをおあなたは民営化すれば保育士の給料上がっていい、いいというのだけれども、そうではない実態があるのですと私は思っているのだけれども、そういったところをしっかりと検証して、1回立ちどまった上で、何でも民営化ありきなのかどうなのかということの上でやるべきではないですか。市長もかわったのだから、これまでの方針、ころっと変えたらいいと思いますよ、私。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

全体的なご答弁にさせていただきますけれども、6月の議会で答弁させていただきましたが、佐渡市の保育園等に係る民営化、統合関係の一定の方向性を今年度中に作成をしてお示ししたいというふうに思っておりますので、その結果をもって住民の方々、保護者の方々にご理解いただきながら、佐渡市で保育を実施していただきたいというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第108号についての質疑を終結いたします。

議案第109号 財産の無償譲渡について（新穂トキっ子保育園）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第109号についての質疑を終結いたします。

議案第110号 損害賠償の額を定めることについての質疑を許します。

金田淳一君。

○21番（金田淳一君） 平成22年に不幸にして起きた事件が争いとなって、今回和解に至ったということで損害賠償を支払うという議案でございますが、事件発生からかなりの年月がたっておりますので、裁判の中で具体的にどういうところが争われて、どういう経過でこういう和解に至ったのかについて詳細にご報告をいただけますでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君） ご説明をいたします。

原告より新潟地方裁判所への訴状が提出されましたのが平成26年2月でございます。それから、裁判で第1回の口頭弁論等が始まりまして、それから第16回の弁論準備が開催をされております。その間、争点として証拠の確認ということで行われておりまして、そして裁判官からこのたび和解の提示が口頭、それからあったということでありまして、市としましては、市は非はないということで争ってきたのですが、その中で裁判所のほうから和解が出たということでもあります。

○議長（岩崎隆寿君） 金田淳一君。

○21番（金田淳一君） 議員の手元には、裁判所の提示和解案ということで資料が出されておるのですが、要するにプールを管理する佐渡市に過失があるのではということで原告は裁判所に訴えたということでございます。和解案の中で、裁判所は佐渡市の過失をどういうところで過失があったというふうに認めたのか、そしてその金額については、どういう根拠で算定して今回の金額になったのかということについて詳しく説明をいただきたいということでございます。お願いします。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君） ご説明をいたします。

佐渡市には、プールの開放に当たりまして、常時監視が可能な体制を整備すべき義務を怠った過失があったことということであります。

それから、裁判所からの和解金額でございますが、これの算出明細というものが提出されてございません。

○議長（岩崎隆寿君） 金田淳一君。

○21番（金田淳一君） 新聞記事にも載っておりました。それには、具体的な金額も入っていたので質問しておるのです。議会側にはそういう説明がなかったもので、そういう詳細を知っているのかなと思って聞いておるわけですが、1,400万円の7割5分ということで、要するに1億円以上のお金が多分原告のほうには被害があったというふうに認定をされているということだと思えます。それがどういう算定根拠により、そういう金額になったのかということを知りたいので、この質問をしました。もう3回目ですので。

それと、この和解を受けて、以前から対応はしていただいているとは思いますが、こういうプールですとか、海水浴場ですとか、佐渡市が保有している施設での監視体制ですとか、そういうところについては、どういう対応策をされたのかを伺います。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君） ご説明をいたします。

先ほども言いましたけれども、裁判所からの和解金の算出明細は提示されていないということですが、これまでの双方の主張を裁判所が判断をしているものでございまして、原告の過失相殺が7割5分ということで示されたということだと思っております。

それから、その後の対応でございますけれども、事故検証委員会を立ち上げまして、その後プールの監視体制については、入場の受け付け時に行う管理人、それからプールの監視を行う監視人を複数体制に改めております。それから、プール管理マニュアルが施設ごとで違っていたということもございまして、それを整理しまして、統一マニュアルを作成いたしました。それから、飛び込み禁止を表示する看板につきましては、全施設で一新したということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） 和解金額の算出根拠です。原告の訴えは1億1,000万円ということで訴えがありました。亡くなられた方の年齢がまだ30代ということで、いわゆるこれからまだ働けるといふところの休業の損害、逸失利益について算定がされております。それから、慰謝料、いわゆる年金等の算定プラス、あと弁護士費用とか遅延損害金、こういったものを含めて1,400万円という提示がされたものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第110号についての質疑を終結いたします。

議案第111号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第111号についての質疑を終結いたします。

議案第112号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）についての質疑に入ります。本案の質疑は、歳入歳出別とし、歳出については複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第112号についての歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第112号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第112号についての歳出に関する質疑に入ります。1款議会費から3款民生費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 民生費までなので、まとめてやらねばならないということなのだけれども、1つは総務費、ページ数でいうと19ページ、継続費、表のほうにもあるのだけれども、財産管理費の中で旧佐渡会館解体事業ということで2,163万5,000円計上されているわけであるが、具体的に継続費との関係でどの

ようなものか教えていただきたい。

2点目、民生費も入るので厄介だけれども、23ページ、年金生活者等支援臨時福祉給付金の関係です。これ消費税上がったので、低所得者の年金者などに3万円をやるというものなのだが、これは臨時福祉給付金増ということで2,286万円ということなのですからけれども、実態の人数はどのようになっているのかということと全体の状況、障害者と、例えば幾つかありましたね、タイプが。わかりにくいだけれども、これらはどうなっているのかということをお教え願いたいのが1点。

それと、もう一点は、例えば年金所得だけの高齢世帯なんかでいうと、非常に対象者になりやすいわけだ、所得が低いから。国民年金でも最高額6万円だから、年間にすると。ところが、年金を確定申告していない方もいらっしゃると思うのです。400万円以下の年金については確定申告をしなくてもいいということになっているのだが、臨時福祉給付金は住民税非課税が対象者でしょう。その辺のギャップというのはないですか。例えば簡単に言えば、高齢者世帯だけで国民年金受給者の場合は対象になるのですよ、ざっくり見れば。その方々が何人いて、どのような給付状況になっているのかお尋ねをいたしたいということです。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

旧佐渡会館解体事業でございます。こちらに関しましては、佐渡会館につきましては昭和44年に建築された建物でございます、かなり老朽化が進んでおり、危険な建物というふうに認識しております。これにつきまして、解体をしたいということで今回計上させていただいております。2年間の継続費で総額3億5,100万円を計画しております。そのうち、今年度施工分の金額につきまして2,163万5,000円を今年度補正予算として計上させていただいております。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

臨時福祉給付金の関係につきましては、今現在は高齢者向けの給付金、お一人3万円というものを給付しております。こちらについては、当初昨年度も臨時福祉給付金行われましたけれども、そちらを受給された方が原則対象者というような形で周知がされましたので、その方々の実績を見て予算計上しておったところなのですが、申告状況、周知、ご通知をさせていただいたところ、いや、申告しなかったのだけれども、私も非課税だったわというような方々が手続に見えていただきました。当初予算では9,500人の対象者を見込んで予算計上させていただきましたが、現在のところ最終見込みとして1万470人ということで見込みまして予算増をお願いするものでございます。現段階では1万262名という申請者が来ております。こちらについては、本来8月で申請締め切りなのですけれども、やはり一人でも多くの対象者の方に給付を受けていただきたいということで、申請対象になっているけれども、まだ申告されていない方々に対し、再度周知をして1カ月間申請期間を延長して今月までやっているところです。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 前段の継続費の佐渡会館の解体のことなのだけれども、そうすると、以前議員全員協議会で説明があったガイダンス施設の関係で合併特例債を使ってガイダンス施設を建てるという計画の流れの中でのものなのか、それとも、いや、佐渡会館は放置しておくわけにはいかぬから壊すというものなのか、その辺をちょっと具体的に教えてください。

もう一つ、こっち、臨時福祉給付金、平成27年度にやっていた人は自動的に行くのはわかっているのです。平成27年も問題になったし、この間の灯油券でも問題になったけれども、年金者は確定申告不要制度ができて、400万円以下の年金者はしなくてもいい。したほうが得な場合もあるのだけれども、いろんなことで。ということになって、あいつがもらえて俺がもらえないというのはやっぱり市民の中にあるのです。今の話だと、ぬかりのないように、1カ月間延ばして周知をして修正申告でも何でもしてくださいと言っているのだけれども、市民の中にはやっぱりこれ不満も含めていっぱい私はあると思う。これは国の制度の問題なのです。国の問題なのだけれども、住民税非課税になるということは、申告をして住民税非課税にならなければならないということが非常に矛盾になっている。やっぱりここでどうやって救済をしていくのかということが行政の知恵として私は求められていると思うのだけれども、さっきちょっと聞いたように、大体ざっくりだけれども、単身者、高齢者あるいは高齢者のみ世帯でもいい。だと、年金受給者あるいは無年金者の方もいると思うのだけれども、1万世帯、2万いるというところにみんな案内出すべきだと私は思うのだが、そういった対応しましたか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

佐渡会館の取り壊しにつきましては、相川のガイダンス施設の整備に合わせて一体的な事業として今回解体をいたすものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

私どもも受給の担当をしております、非常にせつない思いをしているところもあるのですが、原則ご本人が非課税であっても、課税の方々に扶養されていたり、その場合には対象にならないというような国の制度の構築でございます。ご本人が非課税ということでご申告いただいても、対象にならないという場合もございます。私ども当初予算では9,500人見込んでおりましたが、年度変わりまして4月7日現在で見込みが1万400人程度というようなことを見込んだ中で、ただ本人が申請しない、面倒くさいし、わからぬし、いいわというような方々の中にはいらっしゃいます。それでも一人でも多くの方に受給していただきたいということで、対象となられる方々をリストアップし、税務課等と協力いただきまして、対象者に対し、私どものほうからご通知を差し上げているところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 佐渡会館の解体の経費の継続費ですが、そうすると市民にもわかりやすいように言うと、あそこの相川の佐渡会館を壊してざっくり、たしか12億円ぐらいのガイダンス施設を建てるという計画だったと思うのですが、そういう計画なのですねということ。もしくは、最近今度分庁方式が出るの

だから、またそこに行かないような課もあるから、もっと大きいものを建てなければならないのではないかなと私は推測をしているのだけれども、その辺どうなのか。

もう一つは、臨時福祉給付金の関係です。本当に高齢者は3万円くれるというのだったら欲しいというのです。ところが、もらえなかった。だから、私が実は6月に言ったのは、こういった困ったことを何でもやる課みたいのが相談に乗ってやればいいのだけれども、あなた方は仕事忙しいから、一応周知している、周知していると言うのだけれども、漏れが出て、これ市民の中にわかっている人には本当に何でだろうという不満と疑問の声があります。国の申請制度だけれども、市民が活用できるように行政が頑張らなければいけないということを強く言っておきます。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

安藤世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（安藤信義君） ご説明をいたします。

今議員おっしゃった12億円というのは、佐渡会館の解体費を含んだ額でございまして、現在私どものほうで想定しているガイダンス施設の事業費は約8億円でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） この歳出の中に両津湊・河崎地区統合保育園の移転改築事業というのが含まれていますが、これ金額はかなり大きいです。それで、またこの大きいお金を動かすに当たり、保育園のまず統合について、地域の方々がきちんと納得しておられてこのようになっているのかと。特にここも津波の心配とかそういうこともあって、予算、非常に高くなっているのですけれども、そういうことに対する住民の皆さんへの理解、周知がどうなっているのか教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

本案件につきましては、平成19年7月から地域の方々に保育園統合をしたいというご説明に入っております。対象者として、当然保育園の保護者、それから地域の方々、老人クラブの方々や嘱託員、区長さん等々に対しましてご説明をまいりました。

その後、平成21年から平成23年にかけて、この地区保育園に関する懇談会というものを保護者や河崎地区は全部で11区ありますけれども、その区長さん方といろいろな統合案についてお話をさせていただきました。その後、東日本大震災等々の発生により、今の立地条件についてどうかというようなお話も当時させていただいております。

その後、平成26年1月に河崎地区の区長会からそういったいろいろな災害等のリスクについては説明を受けて了解をしたと。だけれども、旧東中学校跡地に建設をしていただきたいという要望書の提出を受けました。そのことについて、また保護者等にご説明をさせていただいた中で、旧東中学校跡地に建設することがよいということでご了解をいただいて、昨年度当設計等の予算を盛らせていただいたところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費から 3 款民生費までについての質疑を終結いたします。

次に、4 款衛生費から 7 款商工費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 衛生費のページでいうと29ページです。1 つは、トキ推進費のトキ交流会館事業676万円なのです。これ古いから壊したほうがランニングコストかからなくていいのではないかと思うのだけれども、やっぱり修繕する必要があるのかどうかということをもつ。

もう一つ、その下の健康保健センター管理事業、一体これ何なのかということをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡部農業政策主幹。

○農業政策主幹（渡部一男君） ご説明いたします。

トキ交流会館に関してですけれども、これにつきましては、トキに関する学習の施設ということで、旧新穂村の時代から運営しているものですので、その辺の学習機関として存続すべきものとして考えております。

○13番（中川直美君） 古くなったから壊したほうがいいのではないか。

○農業政策主幹（渡部一男君） 今回耐震工事の中で、まだ十分対応可能ということで継続を考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

中川市民生活課長。

○市民生活課長（中川 宏君） ご説明申し上げます。

健康保健センターの修繕費でございしますが、新穂地区にありますトキのむら元気館の空調設備の室外機が破損しまして、トキのむら元気館につきましては、全空調がガスできております。冷暖房、両方とも実施しておるのですが、冷房のほうはとにかく1個破損しただけだったので対応したのですが、この冬の暖房がなかなかききが悪いというところで、急遽1機修繕ということで上げさせていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） トキ交流会館、別になくせというのではなくて、古いままだとランニングコストがかかるので、ここは考えなければいけないのではないかというふうに思うのだけれども、公共施設のほうの管理計画では、この施設はどういうことになっていきますか、それが1点。

それと、もう一つ、健康保健センターの関係でお尋ねします。健康保健センターというと、市が条件をつけて貸し出している温泉施設があると思うのだけれども、畑野の2階にあるのが落ちそうだという話ではないですか。あれ市の施設でしょう。さっきの話ではないけれども、ちゃんと直さないと危ないのではないですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

源田行政改革課長。

○行政改革課長（源田俊夫君） ご説明申し上げます。

総合管理計画の中では、項目といたしまして、その他の施設という分類の中でトキ交流会館については位置づけがされております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○行政改革課長（源田俊夫君） その他施設の中の宿泊施設という位置づけの中でトキ交流会館が位置づけられております。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

今ほどご指摘のありました畑野温泉につきましては、6月に市長のほうでご答弁させていただいたとおり、全体の市の施設等々の中で検討をしているところです。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 違うでしょう。畑野温泉どうするかという話ししているのではなくて、さっきの体育館ではないが、あなた方は温泉をやることを条件に貸与をしている施設で、20万円以上の修繕は市が持ちますと言っているのではないですか。今全国かけて、また地震ふえているのではないですか。2階上がって見たことありますか。単管組んで押さえているのではないですか。そういうことではだめなのではないのということを聞いているのです。温泉施設のあり方の問題は、社会文教常任委員会の委員長がしっかりやってくれると言っているから、そっちに任せてありますから、それはいいのだけれども、さっきの話ではないけれども、もう単管で組んでいて危ないというふうなのを放置しておくことがおかしいし、貸し出す条件としても20万円以上はやると言っているのです。それを放置しておくというのはどうなのだと。これは人が行くところは放置しておいて、こっちは宿泊施設だと、こっちは学習施設だというトキ交流会館については、とにかく残さなければ、残さなければと修繕しながらやっていく。俺はランニングコストかかると思っているのだけれども、おかしいのではないですか。それが1点。

それと、トキ交流会館、変な言い方だけれども、市は何か古いものはみんな潰してしまえみたいな話には私は受け取っているものだから、今後公共施設の総合管理計画では、いや、分類は聞いた。どういう方向になっているのですかという。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

源田行政改革課長。

○行政改革課長（源田俊夫君） ご説明申し上げます。

具体的な施設につきましては、今後個別施設計画の中で類似施設をまとめまして、どのような考え方に持っていくかということを検討することになっております。よろしく願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

今現在貸し付けている施設につきましては、予算計上等々もありますけれども、優先的にご利用いただ

く方々に危険が伴わないような工事から優先的にやらせていただいている状況です。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

4款衛生費から7款商工費までについての質疑を終結いたします。

次に、8款土木費から11款災害復旧費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

8款土木費から11款災害復旧費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第112号についての質疑を終結いたします。

議案第113号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第113号についての質疑を終結いたします。

議案第114号 平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第114号についての質疑を終結いたします。

議案第115号 平成28年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第115号についての質疑を終結いたします。

議案第116号 平成28年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第116号についての質疑を終結いたします。

議案第117号 平成28年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第117号についての質疑を終結いたします。

議案第118号 平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第118号についての質疑を終結いたします。

議案第119号 平成28年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第119号についての質疑を終結いたします。

議案第120号 平成28年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第120号についての質疑を終結いたします。

議案第122号 旧国仲清掃センター解体工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第122号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第101号から議案第120号まで及び議案第122号については、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 請願第7号、請願第8号、陳情第6号から陳情第10号まで

○議長（岩崎隆寿君） 日程第6、請願第7号、請願第8号並びに陳情第6号から陳情第10号までについてを一括議題といたします。

請願第7号、請願第8号並びに陳情第6号から陳情第10号までについては、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議事の都合により、ここで暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午後6時24分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

追加日程 会期の延長

○議長（岩崎隆寿君） お諮りします。

この際、会期の延長を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、会期の延長を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

会期の延長を議題といたします。

今期定例会の会期の延長について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

○議会運営委員長（中川隆一君） ただいま議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期延長及び会期日程の変更について協議をいたしましたので、ご報告いたします。

会期につきましては、9月30日までと議決されておりますが、新庁舎整備に関する問題の対応のため、会期を4日間延長し、10月4日までといたします。会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

12日は、午前10時から議会報編集特別委員会、午後1時30分から議会改革等特別委員会を開催します。

13日から20日までの間が常任委員会審査であります。また、16日の午後5時に新庁舎整備に関する資料の配付をいたします。

21日、23日、26日は総務常任委員会を開催します。案件は、新庁舎整備に関する所管事務調査を行うものであります。なお、本件に関する質疑通告の期限は18日日曜日午後5時といたします。

26日は、午後3時を目途に先議案件等に係る常任委員会の報告書の配付、委員長質疑等の受け付けの後、午後3時30分を目途に議会運営委員会を開催いたします。

27日から30日までが一般質問であります。27日は、一般質問終了後、先議案件に係る常任委員長の報告及び採決を行います。

30日は、一般質問終了後、追加議案の上程を行います。予定されている追加議案は決算に関する案件15件であります。なお、追加議案は26日に議場配付いたします。

10月3日は、午前10時から議員全員協議会を、午後1時30分からは決算審査特別委員会を開催いたします。また、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑の受け付けの後、午後3時30分を目途に議会運営委員会を開催します。

10月4日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は9月30日までと議決されておりますが、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を10月4日まで4日間延長いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は10月4日まで4日間延長することに決しました。

○議長（岩崎隆寿君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、27日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 6時28分 散会